

令和7年4月
施設長 江口 茂

社会福祉法人 清風会
特別養護老人ホーム 洋寿園

介護職員等処遇改善加算に伴う給与改善方法について

1. 対象者の選定

① 経験・技能のある介護職員

10年以上の介護経験者(他施設での経験を含む)で、介護福祉士の資格を有する職員

② その他の介護職員

上記①以外の介護職員

③ 介護職員以外の職員

介護職員を除く職員(上記①・②及び年俸制以外の職員)

2. 給与改善額

(1) 常勤職員は、「処遇改善手当」として、下表の金額を毎月の給与で支給する。

対象者	処遇改善手当(月額)
	給与改善額
① 経験・技能のある介護職員	30,500円
② その他の介護職員	20,500円
③ 介護職員以外の職員	15,500円

(2) 非常勤職員は、「処遇改善手当」として、下表の金額を元に毎月の給与で支給する。

対象者	処遇改善手当(時給)
	給与改善額
① 経験・技能のある介護職員	196円
② その他の介護職員	132円
③ 介護職員以外の職員	100円

※非常勤職員の支給額の上限は、常勤職員の支給額とする。

3. 給与改善の期間

令和 7年 4月～令和 8年 3月